

身延山大学に対する再評価結果

I 再評価結果

2006（平成18）年度の大学基準協会による加盟判定審査に際し、貴大学については、本協会正会員としての加盟判定を保留することになり、本協会は必ず実現すべき改善事項として「学生の受け入れ」、「財務」の2項目、一層の改善を期待される事項として「点検・評価」など11項目の改善報告を求めた。

再評価の結果、貴大学がこれらの提言を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることは確認できるものの、問題は依然として改善されてはいないことから、本協会の大学基準に適合していないと判定する。

II 総評

貴大学は、日蓮聖人の立正安国の精神に則り、健全なる社会人として、広い視野に立った専門教育を施し、学術の理論および応用を教授して、社会のために身を以って尽くすことのできる人間の養成を目的としている。本協会では、こうした貴大学の理念・目的を踏まえ、2006（平成18）年度の加盟判定審査の際に、大学基準に基づき評価を行った。その結果、大学基準のうち、「学生の受け入れ」に関して、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が0.63、収容定員に対する在籍学生数比率（収容定員充足率）が0.76とともに大幅な定員割れをおこしていること、そのため、「財務」に関しても、財務状況が長期的に改善される保証がなく、貴大学が目標とする「健全なる財政基盤」が確立できていないと言えないこと、などの点で深刻な事態に陥っていると判断した。

本協会の評価結果を受けた後、貴大学は、これらの課題を認識し、学生の定員の確保と財務状況の安定を目指して、改善を図る努力をしてきた。「学生の受け入れ」に関わる指摘に対しては、2005（平成17）年度より仏教学科の定員を振り分け、仏教福祉学科を新設し、仏教学部仏教学科（定員20名）と仏教福祉学科（定員20名）の2学科体制とした。また、2008（平成20）年度より50歳以上の社会人経験者を対象とした「シニア入試制度」を設け、中高年層の受け入れを始めた。この結果、定員は確保できていないものの、一時的に入学定員に対する入学者数比率には改善傾向が見られた。2009（平成21）年度時点で、過去5年間における入学定員に対する入学者数比率の平均は、評価時（2006（平成18）年度）と比較して、0.63から0.72、収容定員に対する在籍学生数比率も0.76から0.78に微増している。しかし、2009（平成21）年度単独で見ると、学部への入学定員に対する入学者数比率は0.33と低く、とりわけ学生を確保するために設置した仏教福祉学科で0.05にまで落ち

身延山大学

込んでいる。今後も引き続き学生の確保に向けた抜本的な改善の努力をされたい。

また、「財務」については、状況を抜本的に見直し、2007（平成 19）年度からの5ヵ年計画を策定して、財政状況の改善に向けて努力している。しかし、いくつかの財務関係比率において若干の改善はみられるものの、依然として消費支出超過の状態は続き、この3年間における学生生徒等納付金や寄附金等の収入を確保するための努力も、帰属収入の増加につながっておらず、帰属収支も支出超過の状態が続いている。2008（平成 20）年度の、帰属収入に対する翌年度繰越消費支出超過額の割合は163.7%に達し、3年前の2005（平成 17）年度時点での126.9%と比較しても財務状態は改善されているとは言えないので、今後も引き続き努力されたい。

なお、一層の改善を期待される事項として改善報告を求めた11項目については、意欲的に改善に取り組んでいることを確認でき、多くの項目についてその成果も概ね満足すべきものである。ただし、学生による授業評価制度を導入したもののすべての授業で行われているわけではないことや、バリアフリーの一環としてエレベーターがまだ設置されていないことなどについては、今後もさらなる改善が望まれる。また、新たに構築した自己点検・評価体制やシステムの活性化を図った在外研修員および国内研修員制度については、今後その有効性を検証すること、社会貢献については貴大学の専門性や独自性を生かした活動を模索することなどが、今後の課題として残っているので、一層の努力を期待したい。

以 上

「身延山大学に対する再評価結果」について

貴大学より2006（平成18）年1月27日付文書にて、2006（平成18）年度の加盟判定審査ならびに認証評価について申請され、本協会の定める大学基準に適合しているか否かの判断を保留することとしました件につき、本協会大学評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり報告します。

本協会では、2009（平成21）年6月末までに、「必ず実現すべき改善事項」、「一層の改善が期待される事項」などで構成される「大学に対する提言」を踏まえた改善結果を報告するよう要請し、提出された改善報告書に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、再評価結果を作成しました。評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

なお、「再評価結果」は、学校教育法に定める認証評価の結果という性格も有することから、貴大学への送付とあわせて広く社会に公表し、文部科学大臣にも報告いたします。

(1) 「再評価結果」の構成

貴大学に提示する「再評価結果」は、「Ⅰ 再評価結果」、「Ⅱ 総評」で構成されています。

「Ⅰ 再評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否かを記し、「Ⅱ 総評」には、貴大学に付した提言の改善状況等を示しました。

再評価結果は、貴大学から提出された報告書に基づいて行った書面評価をもとに、意見申立の手続きを踏んだ上で取りまとめたものであり、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意したことを申し添えます。